

**令和 8 年度 伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

長野県伊那市（以下「市」という。）が令和 8 年度に行う「伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務」を委託する事業者選定に当たり、プロポーザル方式により受託者を決定するため、次のとおり公募します。

令和 8 年 9 月 3 日

長野県伊那市
伊那市長 吉田 浩之

1 業務の概要及び提案依頼内容

（１）業務名

令和 8 年度 伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託

（２）目的

本業務は、人口減少や激変する社会情勢下にあっても、本市が持続可能な自治体として存在感を示し、伊那市が伊那市らしくあり続けるための地域ブランディングを推進するものである。第 2 次伊那市総合計画が掲げる将来像の実現に向け、地域の未来を担うひとづくりや持続可能な地域づくりの一環として取り組み、市民が地域に誇りを持ち、豊かな暮らしと郷土愛を育み、一人ひとりが主役となって自発的に地域ブランドを体現する状態を目指す。ブランドパーパスが示す「森のような思考（多様性・循環性・調和・継承等）」を暮らしや仕事に根づかせるため、市域の森林等の地域資源を経済と暮らしを支える「資本」と捉え直し、地域未来交付金事業のテーマ「森といきる 伊那市」のもとで着実に展開し、点在する地域資源を一体の価値として再編集する。これにより、ブランドスローガンを総合計画の目指す姿を共創するための指針とし、単なるキャッチコピーにとどめず、市民や事業者が新たな挑戦を始めるための「思考と行動の共通基盤」として機能させる。また、市民が森林や地域の魅力に関わる機会や共創プロセスを重視し、地域の暮らしや文化が次世代へ受け継がれる仕組みを定着させ、楽しさや繋がりを実感できる展開を通じて地場産業の魅力を高め、新たな価値や持続可能な経済循環の確立を図る。

本プロポーザルは、事業者の実績、企画力、実施体制等を総合的に評価し、本事業を一体的に推進できる委託候補者を選定するために実施する。

(3) 業務内容

別紙1「令和8年度 伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に示す要件を満たした業務を行うこと。

※詳細は、「仕様書」のとおり。

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

上記(3)の業務内容をもとに、事業の軸となるブランドスローガンの概念及び基本アクションを軸とした以下の内容を提案内容に含めること。なお、事業終了後も継続して地域ブランディングや魅力発信等を行う効果的な仕掛けを展開すること。

ア 本事業に対する理解

- ・伊那市の地域特性を理解した提案となっているか
- ・本事業の目的を理解し、実現可能な提案となっているか
- ・伊那に住む人々の暮らしをどのようにしたいか
- ・「森といきる 伊那市」の概念、4つの基本アクション、ブランドパーパス「森のような思考」を理解した提案か

イ 将来的な自立運用に向けた3か年ロードマップの構築

ウ 公民連携の推進体制(コンソーシアム・プラットフォーム)構築・運営

エ 市民主役の魅力創出と情報発信(「伝わる・つながる」推進)

オ 地域価値の評価・認定制度の構築・運用(「伊那らしい価値を生み出す」推進)

カ 共創プログラムの実施(「学ぶ・ひろがる」推進)

キ 対話をつなぐ場づくり(「知る・はじめる」推進)

ク 人材育成・インナーブランディング(「変わる・育む」推進)

ケ 実践現場を活用した交流・体験プログラム(指定再委託先との連携・PR)

コ 効果測定・年次点検の設計・実施

サ 交付金他事業及び市関連施策との連携(ハブ機能)

シ 基本条件の遵守(共創プロセス、地域人材等の活用、既存組織連携等)

ス 業務推進体制・サーバントリーダー的視点による地域人材等の活用及び連携

セ 既存地域団体等との円滑な連携体制・役割分担

ソ 任意提案(自主事業提案/提案がある場合のみ加点・評価)

タ 将来的な持続可能な事業展開の可能性やひろがりを見据えた事業推進

チ アジャイル型進捗管理・業務実施計画及びスケジュール

ツ 他自治体等における地域ブランディング及びエコシステム構築等の類似導入実績

テ 業務経費見積書

※令和8年度の事業実施経費、令和9年度、令和10年度の実施経費をそれぞれ内訳とともにわかりやすく明示すること。なお、指定再委託は令和8年度と同額程度と見込む。

(5) 納品物

「仕様書」に記載の成果物及び関連データ一式、業務完了報告書など完成図書一式及び関連データ、その他協議の上定める書類等

(6) 業務の実施場所

長野県伊那市（ただし、事業推進上必要な場合は市外を含む。）

(7) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※会計上の契約は単年度契約とするが、本業務は令和10年度までの3か年一貫の継続・発展事業として実施する。

(8) 公募提案上限額

総事業費上限額：55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 公募提案対象額（事業者による企画提案の範囲）

40,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記提案額のうち5,000,000円は、下記「イ」の実践現場を活用した広報（PR）・交流・体験プログラム等の企画・運営業務に充当すること。

※当該金額は、発注予定額を示すものではなく、最大事業規模を示すものである。

イ 指定再委託額 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業における「市民が森林に関わる機会創出」の実践現場の整備・管理・安全対策業務として、上伊那森林組合への再委託を指定する。

(9) 担当課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

長野県 伊那市 企画部 地域創造課 地域ブランド推進係

（課長）田中 久（担当）浦野 真由美

電話 0265-78-4111（内線 2155）メール jkz@inacity.jp

2 公募型プロポーザルによる業務委託候補者選定

業務受託を希望する者は、本要領により参加申込を行い、応募資格要件を満たしていることの確認を受けた上で企画提案書を提出すること。

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最も優れた企画を提案した者を業務委託候補者とする。

なお、企画提案書作成費用、プレゼンテーション費用など、公募型プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3 質問及び回答

業務の内容等不明な点についての質問は、上記 1（9）の担当課まで、別紙質問書（様式第 3 号）を電子メールにより送信し、その旨、電話連絡すること。（電話及び直接来庁することによる質問には応じないものとする。）

- （1）質問期限 令和 8 年 9 月 1 5 日（火）正午まで
- （2）回答期限 令和 8 年 9 月 2 5 日（金）まで
- （3）回答方法 質問と回答は、質問期限経過後、全質問者及び全参加者へ電子メールにより通知するとともに、市ホームページ上へ掲載する。

4 公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- （2）伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成 2 7 年伊那市告示第 3 2 9 号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- （3）伊那市暴力団排除条例（平成 2 4 年伊那市条例第 1 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- （4）事業者が所在する市区町村に税の滞納がない者（法人の場合は、その代表者も含む。）であること。
- （5）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （6）市が開催するプレゼンテーション及び受託後の打合せ等に参加できること。

5 企画提案参加表明書の作成・提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案参加表明書等を提出しなければならない。また、応募資格要件の確認ができない者の企画提案書は、受理しないものとする。なお、共同事業体で応募する場合も、各自事業体ごと、同様の書類を提出するものとする。

- （1）企画提案参加表明書の作成
 - 企画提案参加表明書（様式第 1 号）
- （2）添付書類
 - ア 事業者概要書（様式第 2 号）
 - イ 事業者の概要がわかる関係資料（定款、規約等）

- ウ 事業者が所在する市区町村が発行した完納証明書
- エ 令和 8 年度現在、国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が類似する契約を締結した実績がある場合には、当該業務等委託契約書の写し又は履行実績を確認できる書類の写し

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限、提出先等

- ア 提出期限 令和 8 年 9 月 2 9 日（火）正午（必着）
提出期限までに提出先に到達しない企画提案参加表明書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。
- イ 提出先 上記 1（9）の担当課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は一般書留又は簡易書留に限る。）

(4) 資格要件の確認

市では、提出された企画提案参加表明書等を基に資格要件の確認を行うとともに、必要に応じて、企画提案参加表明書等の内容に関するヒアリングを行い、確認結果を令和 8 年 1 0 月 1 日（木）までに企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日から起算して 5 日（伊那市の休日を定める条例（平成 1 8 年 3 月 3 1 日条例第 3 号）に規定する休日を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。

また、提出された企画提案参加表明書等に虚偽の記載事項がある場合、企画提案参加表明書は無効とする。

(5) 参加辞退の取扱い

企画提案参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨を届け出ること。

なお、辞退することによって、今後、市との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書等の作成様式

- ア 企画提案書（様式第 4 号）及び企画提案説明書（任意様式）
企画提案書及び企画提案説明書は、原則として全て A 4 サイズとする。
（A 3 版は、長辺を二つ折りし、右側を更に半分外側に折り、A 4 サイズとなるようにすること。また、内容は理解しやすい表現とすること。）
- イ 見積書（様式第 5 号）
経費合計額は、1（8）アに示す公募提案対象額（4 0, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。））の範囲内とすること。
なお、見積書内には実践現場を活用した広報（PR）・交流・体験プログラム

等（５，０００，０００円分）の内訳を明確に記載すること。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

（２）企画提案書等の提出先及び提出期間等

ア 提出期限 令和８年１０月６日（火）正午（必着）

なお、提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ 提出先 上記１（９）の担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は一般書留又は簡易書留に限る。）

エ 提出部数 １１部（原本１部、写し１０部）

オ 電子データ 提出物は電子データ（ＣＤ－Ｒ等）でも提出する。データ形式は、汎用型の形式（Word、Excel、PowerPoint、PDF）で作成すること。

（３）提出された企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、参加者の負担とする。

イ 市は、提出された企画提案書等を参加者に無断で使用しない。ただし、業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を追加及び修正することはできない。

７ 審査

業務委託候補者の選定は、「令和８年度伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査員が企画提案を別紙２「令和８年度伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託プロポーザル評価審査基準書」評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が最高点となった者を業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）とする。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により業務委託候補者を選定する。

（１）審査対象

提出書類及びプレゼンテーション

（２）審査基準

評価の項目、判断基準及び配点は、別紙２「令和８年度伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託プロポーザル評価審査基準書」（以下、「評価審査基準」という。）のとおりとする。

（３）提案の失格

以下のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- イ 本要領に定められた以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- ウ 参加者が他の提案の代理を行ったとき。
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 本要領に違反する提案を行ったとき。
- カ 上記以外のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(4) 書類選考（1次選考）について

参加表明で、6者以上となった場合に、書類選考（1次審査）を行う。

- ア 実施方法 提出された書類に基づき、事務局にて別紙2「評価審査基準」により採点し、評価点数の合計点が高い5者を選定する。なお、応募者が5者以下の場合は実施しない。

- イ 書類選考結果の通知

全ての業者に令和8年10月9日（金）に、企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション（2次選考）の期日等

- ア 期 日 令和8年10月15日（木）
- イ 会 場 伊那市役所3階 303会議室
- ウ 所要時間 プレゼンテーション：25分以内
審査委員による質疑：15分以内
- エ 発表順及び時間

原則参加表明の申込み順に発表順を選べることとする。

【1次選考が行われない場合】

資格要件の確認結果連絡時（令和8年10月1日（木））に順番を選択して決定する。

【1次選考が行われる場合】

選考結果の連絡時（令和8年10月9日（金））に、順番を選択して決定する。

- オ 準備物等 会場には、スクリーン、プロジェクター（15ピン/HDMI）及びコンセントを用意するが、その他必要な物（提案書の電子ファイルを保存したノートパソコン等）がある場合は、持参すること。

(6) 審査結果は、審査終了後、速やかに全参加者に書面で通知する。

(7) その他

プレゼンテーション会場への参加人数については、1者につき4人以内とし、参加者の入れ替わりやオンラインでの参加は認めない。

8 スケジュール

令和8年9月3日（木）公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）

令和8年9月15日（火）正午 質問締め切り

令和8年9月25日（金）質問回答期限、回答公開

令和8年9月29日（火）正午 参加申込み締め切り

令和8年10月1日（木）参加資格要件の確認結果通知

令和8年10月6日（火）正午 審査書類提出期限

令和8年10月8日（木）書類選考（1次選考）

令和8年10月9日（金）書類選考（1次選考）選定結果通知

令和8年10月15日（木）プロポーザル審査（伊那市役所）

令和8年10月19日（月）業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）発表
（審査結果通知）

令和8年10月21日（水）業務委託候補者との打合せ（伊那市役所）

令和8年10月下旬頃 契約締結予定

※日程については、変更する場合があります。

9 選定後の手続等

- （1）公募型プロポーザルは事業者を選定するものであり、委託業務の実施については、提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、業務委託候補者と市が委託業務の内容の詳細を別途協議、調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、審査結果通知後14日以内に行うものとし、14日以内にこの協議が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うものとする。
- （2）市は、9（1）の協議により委託業務の内容の詳細を決定したときは、当該業務に係る契約予定価格を決定するとともに、業務委託候補者へ書面により見積依頼を通知するものとする。
- （3）業務委託候補者は、9（2）の通知を受けたときは、当該通知で定める期限までに、見積書を提出しなければならない。当該期限までに業務委託候補者から見積書が提出されない場合は、7の審査の結果、次点とされた者と改めて9（1）の協議を行うものとする。
- （4）契約保証金の支払については伊那市財務規則（平成28年伊那市規則第17号）の規定による。
- （5）委託料の支払については、契約書の支払規定による。
- （6）契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

10 その他

- （1）提出された書類は、返却しない。
- （2）審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期するため、審査結果は市公式ホー

ムページ上で公表する。

- (3) 提出された書類は、伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号）に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となるが、同条例第6条に規定する開示しないことができる公文書に該当する事項は開示しない。

以上